	<u></u>
会 議 名	令和2年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開催日時	令和2年5月19日(木)から5月25日(月) 書面開催
開催場所	
出 席 者 及 席 者	l <del></del>
議題	(1) 令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務における保 有個人情報の目的外利用について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 可とする。
審 議 経 順	議題  (1) 令和2年度武蔵村山市子育で世帯への臨時特別給付金事務における保有個人情報の目的外利用について ● 議題(1) 「令和2年度武蔵村山市子育で世帯への臨時特別給付金事務における保有個人情報の目的外利用について」を議題とし、説明する。  1 経緯     令和2年度武蔵村山市子育で世帯への臨時特別給付金(以下「子育で世帯への臨時特別給付金」という。)は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「子育で世帯に関しては、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」とされたことによるものである。  2 保有個人情報の目的外利用を行う理由子育で世帯への臨時特別給付金の支給対象は、令和2年4月分の児童手当支給対象となる児童及び3月分の支給対象児童であって死亡又は中学校修了により4月分の支給対象から外れた者に係る受給者であることから、子育で世帯への臨時特別給付金の支給対象者を迅速かつ正確に把握するためには、子ども青少年課が児童手当支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、認定番号、扶養人数、公的扶助、金融機関口座」を目的外利用する必要がある。  3 概要ア名称     令和2年度武蔵村山市子育で世帯への臨時特別給付金事務 イ実施主体市区町村 ウ支給対象者子育で世帯への臨時特別給付金の支給対象者は、令和2年3月31日までに生まれた児童を監護し、かつ生計を同じくする者又は当該児童が入所している施設の設置者であって、令和2年4月分の児童手当(所得超過による特例給付を除く。)を受給した者で、当該受給に係る対象児童が死亡又は中学校修了したことにより4月分の受給対象から外れた者とする。

## 工 支給額

児童手当の支給対象児童一人につき1万円を給付する。

## 才 支給方法

一般支給対象者(支給対象者のうち、公務員を除いた者をいう。以下同じ。)については、武蔵村山市が支給の通知を行った上で、振込拒否の申出がなければ児童手当と同じ口座に振り込む。

公務員支給対象者(支給対象者のうち、公務員をいう。以下同 じ。)については、支給申請を受けた居住地の市区町村が審査の 上支給を決定し、公務員支給対象者が指定した口座に振込む。

## 力 支給開始日

一般支給対象者については、6月下旬に振り込む。 公務員支給対象者については、振込みの準備ができ次第振込 な。

## 【主な意見等】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活への支援は、速やかに行う必要があり、児童手当も臨時特別給付金も子育て世帯を支援するという目的は一致しており、受給する世帯の個人情報に基づき、臨時特別給付金を児童手当と併せ支給することが望ましいと考えられる。また支援が一日遅れるだけでも支払い等に支障をきたす可能性があり、一日でも早く実施できるよう、本人事前通知を省略し、児童手当の本通知で臨時特別給付金を併せ支給したことを知らせれば十分であると考えられる。
- 事業主管課である子ども青少年課、審議会事務局である文書法制課とも、条例で定める適切な個人情報保護の手続の範囲内で、速やかに給付金を支給できるよう努めております。
- 議題1には異議ありません。

近隣市の一部では、「同一目的の給付案件である事から審議会に諮らない」との事でありますが、本市においても柔軟な方向性があっても良いのではないでしょうか。審議の必要性は理解しますが、事務量等を考えての意見です。

● 個人情報保護条例等は、いずれの市でも同様の規定がなされている ものの、その運用方法については、必ずしも一致していないのが実情 です。

他市では、対象者、目的等が同様であることをもって、また、児童 手当の上乗せとの位置付けから、審議会に諮らないとしている市もあ るようですが、「想定質問」にもあるとおり、国の見解では、児童手 当の情報を活用するものの、児童手当の上乗せではないとされてお り、本給付金の支給に当たっては、別途要綱を定めて対応することと なっております。このことからも事務局では、個人情報保護制度のよ り慎重な運用が必要との考え方から、審議会にお諮りする必要がある と判断したところでございます。

- 「公務員」とは、教員や警察官等も含むすべての公務員が対象でしょうか。
- 「公務員」には、教員や警察官等も含みます。ただし、独立行政法人(国立村山医療センター等)、国立大学法人等の団体職員は除きます。

	【審議結果】 〇 議題(1)について、保有個人情報の目的外利用及び する際の本人への事前通知の省略を可とする。	当該目的名	外利用	用を
			以	上
会議の公開・非公開の別	□一部公開 □非 公 開	0	人	
会議録の開示・非開示の別	<ul><li>☑開 示</li><li>□一部開示(根拠法令等:</li><li>□非 開 示(根拠法令等:</li></ul>		)	
庶務担当課	総務部 文書法制課 (内線:385)			